

AA参加社 各位

富山県中古自動車販売商工組合
TEL:076-434-0040
FAX:076-436-1217

令和7年3月開催オークション名義変更時の 自動車税取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃よりJUF富山オートオークションをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和7年3月開催オークションの自動車税について下記の通りといたしますのでご了承ください。

記

【 普通自動車 】

落札店

令和7年度自動車税12ヶ月分を請求いたします。

3月中 (名義変更・抹消)→返金いたします。

4月以降(名義変更)→精算はございません。

(抹消)→11ヶ月分返金。

出品店

名義変更結果により精算いたします。

3月中 (名義変更・抹消)→精算はございません。

4月以降(名義変更)→12ヶ月分お支払いいたしますので納付をお願いいたします。

(抹消)→1ヵ月分お支払いいたしますので納付をお願いいたします。

【 軽自動車 】

令和7年度1年分の自動車税は、落札店負担となります。

落札店

令和7年度自動車税年額分を請求いたします。

3月中 (名義変更・抹消)→返金いたします。

4月以降(名義変更・抹消)→精算はございません。

出品店

名義変更結果により精算いたします。

3月中 (名義変更・抹消)→精算はございません。

4月以降(名義変更・抹消)→1年分お支払いいたしますので納付をお願いいたします。

※軽自動車の管轄変更に伴う税止めは、落札店で必ず行ってください。

3月中に名義変更をされていても、税止め忘れて出品店に令和7年度自動車税の納付書が届いた場合、落札店に1万円のペナルティが課せられます。

3月開催オークションの名義変更期限は 4月30日(水) になります。

以上